令和2年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第5回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和2年9月11日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白	石	雄	_	8番	舩	津		宰
2番	廣	瀬		猛	9番	髙	橋	惠	司
3番	津	田	敏	文	10番	入	江		弘
4番	大	貝	信	昭	11番	住	吉	浩	徳
5番	岡	田	選	子	12番	松	野	俊	子
6番	中	山		恵	13番	久仍	米田	賢	治
7番	古	賀	信	行	14番	水。	江	晴	敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 · 藤 井 麻衣子

主 任 · 松 﨑 淳

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町		長	美	浦	喜	明	子育て支援課長	吉	田		功
副	町	長	吉	岡		正	福祉課長	吉	田	奈	美
教	育	長	小	宮	順	→	健 康 課 長	内	山	節	子
総	務 課	長	大	黒	秀	→	建設課長	北	村	賢	也
企	画 課	長	増	田	浩	司	産業環境課長	藤	田	恵	<u>_</u>
財	政 課	長	蔵	元	竜	治	下水道課長	河	村	直	樹
住年	它政策調	果長	古	Ш	弘	之	会計管理者	服	部	達	也
税	務 課	長	洞ノ	上	浩	司	学校教育課長	佐	藤		治
住	民 課	長	手	嶋	圭	吾	生涯学習課長	高	祖		睦
地域	えづくり言	課長	土	岐	和	弘	図書館・歴史資料館館長	Щ	田	浩	幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年9月 定例会

(第5回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和 2 年 9 月 11 日 水 巻 町 議 会

令和2年 第5回水巻町議会定例会第3回継続会 会議録

令和 2 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

議 長(白石雄二)

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和 2 年第 5 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(白石雄二)

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。岡田議員。

5番(岡田選子)

5番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をいたします。 1番、新型コロナ感染症から町民を守るために。

郡内の感染者は、現在抑えられていますが、これから秋、冬が心配されます。感染拡大を抑えるためには、PCR検査を抜本的に拡大し、感染者を保護・療養すること以外にありません。 国の対応が後手に回る中、各自治体では独自の対応を始めています。北九州市では、かかりつけ医でもPCR検査や抗原検査ができるようにし、患者負担の全額を公費で補助するとのことです。

県に対して、町長はもちろん、福岡県町村会等からも情報の開示やPCR検査の拡充などの強い要望を挙げているにもかかわらず、当町の感染に関する情報はほとんど入らず、町民は不安な日々を過ごしています。

そこで、お尋ねいたします。

(1)「いつでも、どこでも、何度でも」というPCR検査の世田谷方式が評価され、全国知事会では「だれでも好きな時に検査を受ける体制をつくることが最大の対策」との意見が出され、会長は国に一層の検査体制の拡充を求めました。

国や県の対応が遅い中で当町としては、遠賀郡において医師会等と協議するなどして、PC R検査の拡充の体制をつくり、感染拡大防止と住民の安心につなげていくことが喫緊の課題だ と考えますが、いかがですか。

(2) これまで9人の当町の感染者は、全員が北九州市との関連であり、生活圏を同じくする わが町の住民の中には、かかりつけ医が北九州市という人もいます。当町においてもPCR検 査等の公費負担を考えてはいかがですか。

2番、各世帯へ電気代の補助について。

コロナによる自粛生活により、町民は外出を控え、できるだけ自宅で過ごす日々が続いています。特に酷暑と言われている今年は、家の中では熱中症対策としてのクーラーは欠かせません。

このような下で、電気代の負担に不安の声が聞かれます。町民への新型コロナ感染症対策と 熱中症対策として電気代の補助を行なっては、いかがですか。

3、東水巻駅全体の環境改善と防犯について。

近隣に大型スーパー等がオープンし、東水巻駅の利用者が増えているかと思われます。駅は 町の顔とも言われます。町内外の方が気持ちよく利用できる東水巻駅でありたいものです。 そこで、お尋ねいたします。

- (1) これまでにも要望してきたトイレの洋式化を急いでいただきたい。
- (2) 夜に女性が一人でも安心して駅の利用できるように防犯灯を設置し、もっと明るくして いただきたい。

いかがでしょうか。

4、町営住宅内の空き駐車場の活用について。

団地居住者の高齢化とともに、介護・看護の利用者が増えています。その際、介護事業者等の方が、車を止めるところがなく困っています。介護者が安心して介護に専念できるよう駐車スペースを確保することが必要です。町営住宅内の空き駐車場を利用できる方策を考えていただきたいが、いかがでしょうか。

5、吉田団地住み替え計画について。

8月から、吉田団地で住み替え説明会が開催され、住民の受け止め方は様々であったと思われます。特に高齢者の一人暮らしの方にとっては、転居に当たっての不安は大きいようです。

そこで、是非、そのような方の不安や心配を気軽に相談できる専任の「住み替え相談担当者」 を設置していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

6、地域猫不妊去勢手術の助成制度創設について。

今日では犬や猫のペットは家族であり、昨年改正された動物愛護法では、殺傷や遺棄、虐待 を防ぐため飼い主の責任を厳しくし、死ぬまで飼い続けることが謳われています。

一方、集合住宅や民間アパートなどでは、ペットを飼いたくても飼えない人たちなどが「地域猫」として餌を与えていることから、ご近所から糞尿や鳴き声、庭を荒らす、ごみをあさるなどの苦情が増えています。飼い主のいない猫に餌を与えている人は、その行為によって起こる周辺への影響に配慮を持っていただくことが重要です。ただ餌をやるだけでは、望まれない命を増やさないという根本的な解決にはなりません。

この問題に、地域猫の去勢不妊手術代の補助を行うなどの対策をとる自治体が広がっていま す。当町としても何らかの対策をとる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長(美浦喜明)

はじめに、新型コロナ感染症から町民を守るために、についての御質問にお答えします。 まず、1点目の、国や県の対応が遅い中で当町としては、遠賀郡において医師会等と協議する などして、PCR検査の拡充の体制をつくり、感染拡大防止と住民の安心につなげていくこと が喫緊の課題だと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、

令和2年8月28日に開催されました、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が決定されました。その中で、「検査体制の抜本的な拡充」については、4つの方針が示されています。

1つ目は、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制を構築すること、抗原簡易キットを1日20万件程度に大幅拡充することです。これについては、国が都道府県に対し指針を示し、早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請することとなっています。

2つ目は、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象とする一斉・定期的な検査を都道府県に対して要請すること。

3つ目は、感染拡大や重症化を予防する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設けること。

4つ目は、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査ニーズに対応できる環境を整備することです。

以上のように、PCR検査の拡充体制につきましては、国が今後の取組を示していますので、 本町といたしましては、国・県と連携をとりながら、国が示した指針に沿って進めていきたい と考えております。

次に2点目の、これまで9人の感染者は全員が北九州市との関連であり、生活圏を同じくするわが町の住民の中には、かかりつけ医が北九州市という人もいます。当町においてもPCR 検査等の公費負担を考えてはいかがですか、とのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症に関する検査につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた行政検査と、本人の希望により検査を行う場合で全額自費での保険外診療で実施する検査があります。

行政検査は、3月6日より、PCR検査に医療保険を適用することとなり、被用者保険では、 検査費用の自己負担分3割が公費扱い、7割が保険適用ということになりました。ただし、初診料、再診料は公費の対象にならないため、自己負担となっています。このようにすでに検査費用の患者負担分は公費の対象となっていますので、行政検査に対するこれ以上の公費負担は現在のところ考えておりません。

また、本人の希望により行う保険外診療での検査は、遠賀中間管内では、8月24日より、おんが病院・おかがき病院が鼻咽頭ぬぐい液でのPCR検査を2万7千500円で開始しています。 先ほど申しましたように、今後は本人の希望により検査を行う場合は、一部の対象者ではありますが、国が支援する仕組みを設けることとしていますし、全額自己負担で実施する検査ニーズにも対応できる環境を整備する方向となっています。ただし、行政検査がひっ迫するような状況になれば、都道府県知事が検査機関に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき行政検査に支障を生じないように要請することになります。

最後に、これまでの感染事例から、いわゆる3密や大声を上げる環境で、感染が多いことが

確認されています。また、感染者のうち、8割の人は他の人に感染させていないことから、クラスターを制御することが感染拡大を防ぐ上で重要と考えられます。このことを踏まえると、感染拡大を抑えるためには、PCR検査の拡充だけではなく、3密を回避し、手洗い、手指消毒の実施、身体的な距離をとること、近距離で人と接する時にはマスクをつけることなどの、「新しい生活様式」を日常の中に定着させていくことが大切です。

これからの季節性インフルエンザの流行期も見据えて、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある人への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化していくことが重要になってくると考えています。

次に、各世帯への電気代の補助について、の御質問にお答えします。

町民への新型コロナ感染症対策と熱中症対策として電気代の補助を行なっては、いかがですか、とのお尋ねですが、電気代の補助事業を実施しております自治体として、近隣では、芦屋町が新しい生活様式の実践によって、夏場の在宅時間が増えた事による室内での熱中症対策、並びに町民の方々の生活支援として、約6千200世帯を対象に1万円の現金給付を行なっていると聞いております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な問題に直面している町民の方々に対する生活支援の手法につきましては、現金給付も有効な手法の一つであると認識しておりますが、現金給付とした場合、様々な使途でのご活用も視野に入ってくるものと考えております。

この点を踏まえたうえで、新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自の生活支援施策については、実施することで町内の経済活動の好循環を生むなどの、地域の活性化につながり、波及することで多面的に相乗効果を生み出すことのできる施策を、現金給付以外の手法により展開すべきであると考えております。

そのため、本町においては町民の方々の日々の生活支援を行うことで、町内商工事業者に対する支援効果が相乗的に見込まれる、1人1万円の「生活支援商品券」の給付を行なったところでございます。

以上のことから、本町においては熱中症対策並びに生活支援対策として、各世帯への電気代の補助を行うことは考えておりません。現時点においては「ウィズコロナ時代」に対応した社会的な環境整備といった、新たな方向性に進んでいくための施策展開に、注力してまいりたいと考えています。

東水巻駅全体の環境改善と防犯について、の御質問にお答えします。

今年の4月に吉田南五丁目の吉田ボタ山跡地に大型スーパーが、続いて8月には同敷地内に 大型ホームセンターがオープンし、東水巻駅周辺は人通りや交通量が大幅に増加し、活気が出 てきているようです。

また、御質問にありますように東水巻駅の利用者も増加傾向にあると思われます。

そこで、まず1点目のトイレの洋式化を急いでいただきたい、とのお尋ねですが、トイレを 改良する目的は、車椅子を利用している人や障がいを持たれている方、小さな子供などが安心 して利用できるようにすることで、バリアフリー対応の多目的トイレへ改良することが望まし いと考えます。

単に便器を和式から洋式に取り換えるだけでは利便性の向上はわずかであり、個室の扉や水

道配管の改造、手すりの再設置などに多額の費用を投入することに対して、費用対効果が見込めません。

したがいまして、トイレの洋式化につきましては、場当たり的な改修ではなく、真に利便性が向上するよう、今後の東水巻駅周辺の状況を見ながら、検討課題とさせていただきます。

次に2点目の、夜に女性が一人でも安心して駅の利用ができるように防犯灯を設置し、もっと明るくしていただきたい、とのお尋ねですが、駅前広場の照明は全てLED照明とし、広場を覆っていた雑木、草木につきましては、今年の4月に大々的に伐採をいたしました。その結果、閉塞感も解消され、利用者の方々から、「明るくなった」「見通しが良くなり安全になった」など、好意的な御意見を多数いただいております。

また、朝・夕には駅周辺の管理運営のため社会福祉協議会の職員を配置し、問題が発生すればすぐに役場へ連絡が入る体制としております。

さらには、総務課職員による下校時間のパトロールの際に、週に数回、東水巻駅を巡回するようにしています。

今後とも安心・安全なまちづくりを進めていくために各関係機関と情報を共有し、きめ細や かな対応に努めてまいります。

次に、町営住宅内の空き駐車場の活用について、の御質問にお答えします。

介護事業者等の方が駐車スペースを確保できるよう、町営住宅内の空き駐車場を利用できる 方策を考えていただきたいが、いかがですか、とのお尋ねですが、現在、町営住宅内の駐車場 は、二団地 144 区画、吉田団地 259 区画、高松団地 600 区画、鯉口団地 206 区画、合わせて 1 千 209 区画があります。これに対して契約済み区画は 898 区画で、空き区画は二団地 23 区画、 吉田団地 122 区画、高松団地 128 区画、鯉口団地 38 区画、合わせて 311 区画ございます。

このように各団地とも一定程度、駐車場の空き区画がある状態です。このため、介護事業者のために駐車場が必要という相談を受けた場合は、月額3千円で臨時駐車場として、入居者との賃貸借契約を行なっているところです。

駐車場の利用者には、可能な限り入居住棟から近い駐車場を案内していますが、住棟によっては、少し離れた場所しか空きがない場合があります。現在では、町営住宅の各世帯で複数の自家用車を持つことは普通となっていますが、これは建設当初は想定していなかったことで、複数台利用の方には、1台目は住棟の近くで契約するなどの対応で理解を得ているところです。すでに町営住宅内で駐車場として活用できるスペースは、ほぼ活用している状態で、全ての住棟の近くで駐車場を確保することは、困難な状況となっています。

また、介護事業者向けに無料駐車場を提供するような方法については、どの住棟にも十分な数の空き区画があるわけではないこと、すでに契約している方との公平性や一部の人が占有する可能性があることなどから、実施は困難と考えています。

ただし、高松町営住宅は、駐車場の空き区画が他の町営住宅と比較してとても多くあるため、 地元自治会と協議した上で、例外的に介護事業者向けの駐車場を解放している場所もあります。 以上のことから、本町としましては、介護サービス等の重要性が増していることは承知して おり、安心して介護サービス等を利用できるような環境づくりに努めたいと考えていますが、 今のところ空き駐車場を開放することは、管理上困難であると考えています。 次に、吉田団地住み替え計画について、の御質問にお答えします。

御質問にありますように、令和2年8月17日から、吉田町営住宅1棟から36棟用途廃止に伴う住替事業について、吉田町営住宅58棟にある「吉田町営住宅自治会健康センター」において、住民説明会を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いわゆる 3 密の状態になることを避けるため、8月 17日に 12 戸、18 日に 15 戸、19 日に 14 戸、24 日に 15 戸、25 日に 14 戸というように、5 つのブロックに分けて実施しております。

なお、1回目は6戸、2回目は12戸、3回目は12戸、4回目は7戸、5回目は12戸、合計で49戸の世帯の方に出席をいただいており、事業対象地区の全契約戸数70戸のうち、70パーセントの世帯に出席をいただいたことになります。

説明会の内容でございますが、住み替え事業の概要や住み替え事業に伴う移転条件などについて、可能な限り丁寧に説明いたしました。また、どれくらいの方が住み替えの希望があるかを把握するため、今後の事業計画を検討する際に必要となります、住み替え意向調査へのご協力もお願いいたしました。

説明会での質疑の内容につきましては、「高齢なので住み替えをしたくない。」「吉田団地から離れたくない。」などの御意見もございましたが、大多数は、住み替え条件に対しての質問で、増築部分の取り扱いや修繕費用の取り扱いについての質問が多数を占めていました。また、住み替える場合、「高齢なので1階又は2階を希望したい。」という御意見が多数ございました。

また、住み替え意向調査の回答状況でございますが、9月4日現在で、46件、率にして65.7パーセントの回答をいただいております。その内容としましては、「吉田町営住宅の5階建てに移りたい。」が35件、「吉田町営住宅以外の町営住宅に住み替えたい。」が3件、「その他に移転したい。」が1件、その他として「住み替えたくない。」が7件となっており、多くの方が吉田町営住宅の5階建てへの住み替えを希望されていることがわかります。

本町としましては、この住み替え意向調査の結果を基に、住み替えについての具体的な計画 を検討していきたいと考えています。

そこで、住民の不安や心配を気軽に相談できる専任の「住み替え相談担当者」を設置していただきたいと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、今後の事業展開を確定させていく中で、具体的な説明ができる状況ができましたら、再度、入居者の方を対象とした説明会を開催する必要があると考えています。説明会を実施する場合は、不安や心配をできる限り軽減できるように心がけたいと思います。

吉田町営住宅の住み替え事業に関しては、住宅政策課を挙げて取り組んでいるところでございます。

先日の説明会でもご案内いたしましたが、当該事業に対する不明な点や不安な点については、 町営住宅係が随時対応させていただくこととしており、すでに多数寄せられている問い合わせ や相談に対して、職員が懇切丁寧に対応しているところです。

したがいまして、現在のところ専任の担当者を設置することは考えておりません。

最後に、地域猫不妊去勢手術の助成制度創設について、の御質問にお答えします。

ペットを飼いたくても飼えない人たちなどが「地域猫」として餌を与えていることから、ご

近所から苦情が増えています。地域猫の去勢不妊手術代の補助を行うなどの対策をとる自治体が広がっています。当町としても何らかの対策をとる必要があると考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、はじめに、御質問にあります「動物の愛護及び管理に関する法律」について、ご説明させて頂きます。

この法律は、動物の遺棄・虐待の防止等の動物の愛護に関する事項を定めることにより、国 民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物の管理に関する事項を定め、動物によ る人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、人と動物が共生する社会の実現を図ること を目的として、昭和48年に制定されました。

最近では、令和元年6月に法改正が行われ、令和2年6月1日から段階的に施行されています。

今回の改正では、動物の殺傷に関する罰則について、懲役の上限が2年から5年に、罰金の上限が200万円から500万円にそれぞれ引き上げられました。また、虐待及び遺棄に関する罰則については、100万円以下の罰金のみであったものに、1年以下の懲役が加わりました。

また、現時点では施行されていませんが、犬又は猫へのマイクロチップの装着について、犬猫等販売業者に対しては義務化され、所有者に対しては努力義務とされました。

マイクロチップを装着することで、飼い主の方と離れ離れになった際、県の保健福祉環境事務所や動物病院に配備されている専用のリーダーで、その情報を読み取ることが可能となり、すぐに飼い主の方に、連絡を取ることができるようになります。

このように、人と動物が共存する社会に向けた法整備が進められているところです。 次に、「地域猫活動」について、ご説明させて頂きます。

「地域猫活動」とは、地域住民の合意のもと、その地域に住んでいる住民グループが主体となって、不妊去勢手術や、一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの生を全うさせ、数年かけて、その地域から野良猫を減らしていく取り組みで、市町村が地域認定を行います。

この活動を開始するためには、まず、地域猫活動を実施しようとする住民グループが、その対象地域に住み着いている野良猫の個体数や、よくいる場所等の情報を把握する必要があります。その後、自治会をはじめとする、地域住民との懇談会を開催し、活動の趣旨について十分な説明を行うとともに、その活動に対する理解を得ることが必要となります。

地域住民の理解が得られましたら、次に、活動の計画づくりとして、野良猫の写真を撮影し、 活動対象となる猫の個体を識別します。また、餌やりの時間や場所、トイレの場所などを決め るとともに、活動に伴うグループ内での担当決めを行うこととなります。

実際に活動を開始した際には、餌は決まった時間にのみ、食べきれる量を与え、害虫や悪臭の原因になる置き餌はしないようにします。また、人の残飯を与えると、猫のふん尿の悪臭を誘発したり、猫が人間の食べ物の味を覚え、ごみを漁る原因にもなるため、人が食べるものは与えないようにします。

また、対象地域以外から、その対象地域に猫の遺棄がされないように、捨て猫防止の看板等を設置し、併せて巡回を行います。活動内容については、定期的に地区回覧などで地域住民の皆さんに報告したり、新たな飼い主探しなどを行うことが必要となります。

また、対象となる猫には、不妊去勢手術を実施しなければなりません。手術を受けた猫は、 手術済みであることが分かるように、雄は右耳、雌は左耳の先を少しカットすることとなって います。

このように地域猫活動を開始するには、このような手順とルールに基づき進めていくこととなります。

そこで、去勢不妊手術代の補助について、のお尋ねでございますが、

現在、本町では、先ほどご説明したような地域猫活動を行なっている住民グループや、今後、 実施を計画している住民グループなどは把握しておらず、相談も受けておりません。よって、 地域猫活動に伴う去勢不妊手術代の補助を含む事業は実施していないのが現状です。

なお、本町では、平成23年4月から「水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例」を施行しています。この条例では、「飼い主」とは「町内において飼い犬・猫を所有又は飼養管理しているもの」、「飼養」とは「動物にえさを与え、養い育てること」と定めています。

このことから、御質問のような「集合住宅や民間アパートなどで、ペットを飼いたくても飼えない人たちなどが「地域猫」として餌を与えている」という状況は、先ほどご説明したような地域猫活動ではなく、地域住民の合意を得ずに行なっている単なる身勝手な「餌やり行為」であると捉えられます。

条例では、先ほど申しましたように、餌を与えている人を飼い主と定義しています。

第5条では、猫の飼い主の責務として、「猫の飼い主は、他人に迷惑をかけないようにするため、飼い猫のふん害等の防止に努める責務を有する。」として、同条第2号において、「飼い猫のふん害等を起こさないように、適切な飼養に努めなければならない。」としています。

さらに、第7条では「町は、飼い主が各規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対して、ふん害等を防止するための必要な措置を講ずるよう指導を行い、これに従わないときは、必要な勧告を行うことができる。」とありますので、今回のように、外での餌やり行為により、近隣住民へ悪影響を与えている方に対しては、餌やり行為をやめてもらうか、続けるのであれば適切な飼養を行なっていただくよう指導を行うこととなります。

また、一方で、猫による被害を受けている方に対する町の取り組みとしましては、身勝手な餌やりを行なっている方への指導に加え、猫が庭に入らないようにするための対策として、今年度より町内に住所又は事業所がある方に対し、無償で「猫よけ器」を貸し出す事業を開始しています。この「猫よけ器」は、超音波を発生させることにより猫を遠ざけ、住み着かないようにする装置で、1週間の貸し出し期間としております。

町としましては、先ほどご説明しました「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物と、動物が好きな人、嫌いな人が共存できる町になるよう、引き続き、動物の適正な飼養について、必要な指導や啓発を行なっていくとともに、今後、地域猫活動を行おうとする住民グループから御相談があった場合には、自治会や保健福祉環境事務所、また、福岡県獣医師会などと連携し、地域の実情に沿った形で、個別に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長(白石雄二)

これより再質問をお受けいたします。はい、中山議員。

6番(中山 恵)

6番、中山です。吉田町営住宅の住み替え事業のことについてですが、この住み替え事業に対する協力金などの条件はとてもよかったということを住民の方から聞いております。すぐにでも住み替えたいとの声もたくさん聞いております。

しかし、ひとり暮らしの高齢の方が多く住んでおられるのは御存じと思います。家の中の荷物をどう片づけてよいのか不安を募らせる方が多くいらっしゃいました。また、障がいがある方が、吉田団地しか住み替えを考えたくないという方がおられますが、5階建てに住み替えるときはどうしても階段があると思います。その方々についてはどうお考えでしょうか。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

今からのことですので、十分に、そういう方に対して、町といたしましても、聞き取り調査をいたしまして、そういう体の不自由な方とか、特に今、答弁いたしましたように、1階2階がいいと。まあ当然のことだと思っております。

そういうことも含めて、今から十分に住み替えをしていただく方と話をしながらですね、丁 寧に進めていきたいと思いますので、またお気づきの点がありましたら、言っていただければ と思っております。

議長(白石雄二)

中山議員。

6番(中山 恵)

町長が今言われましたように、再度説明会を開催するということはもちろんのことと思います。そしてお一人お一人とですね、御意見をしっかり伺っていただきたい。

そして、皆さん御高齢ということでありますので、説明会のときは、申し訳ございませんが しっかりと大きな声で説明をお願いいたします。

それと、すいません続きまして、東水巻駅についてでございますが、とってもかわいい駅舎の東水巻駅です。トイレについては、駅利用者の方が気持ちよく利用できるように、早めに検討してほしいものです。

それと、照明についてですが、4月に大々的に伐採され、明るくなった、見通しがよくなり、 安全になったなどの意見もあるんでしょうが、4月には東水巻駅近くで女性の方が暴行された事 件や、待合室で男性会社員の方が顔などを殴られ、金銭も奪われたという事件が起きておりま した。巡回されていることはもちろん知っておりますし、駅利用者の方と会話されている様子 も私も確認させていただいております。社会福祉協議会の職員の方が不在のときに起きた事件ですので、巡回の工夫をもっとしていただきたいと思っております。

また、全てLED照明とされたのでしょうけれども、待合室の明るさは良いと感じております。しかし、いまひとつ明るいと思いません。昨年、私は12月議会でも、LEDの照明がつく時間帯に点検に行かれましたかと、再質問しておりますが、担当課長が夜現場を見に行き、暗い様子がわかったという報告を聞いておりますので、今一度、明るくしていただき、安心して利用できるようにしていただきたいものですが、いかがでしょうか。

議長(白石雄二)

北村課長。

建設課長(北村賢也)

中山議員の再質問にお答えいたします。

まず、東水巻駅のトイレの関係なんですけれども、駅舎自体がログハウスでできておりまして、もう作りましてもう 20 数年、もう 30 年近く経つ駅舎になっております。

確かにトイレは、少し狭くて、外からもちょっと見えづらいといいますか、目隠し板等があって、通路からすぐ中が見えるというような構造にはなっておりません。一応目隠しがありますけども。今のトイレを改造するとなりますと、和式から洋式にはすぐ変えられるんですけども、広さ、トイレの建物のスペースから言いまして、車椅子とか、小さなお子さんをちょっと寝かせるような机をつくるとかいうようなスペースがございませんので、答弁いたしましたように洋式化するということよりは、トイレ自体を、使いやすくするということが考えられます。

吉田南5丁目にも今回大型のスーパーとか、またホームセンターができて、交通量も非常に多くなっておりますし、吉田地区のほうからボタ山地区のほうへ歩いて買物に行かれる方、要は、駅の前を通って歩いて行かれる方という歩行者の数も、以前に比べて大分、駅利用者というよりは道路を通っていく方も増えられておりますので、そういう状況を見ながら、トイレの改修については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それから明るさなんですけれども、今まで駅の真ん中が、公園になってるんですけれども、 その両端、線路と線路の間が公園なんですけれども、大きな木とか草とか、確かに生えて、見 通しも悪く、ちょっと暗いということがありました。

今年の4月に、議員御指摘ありますように、ちょっと強盗事件といいますか、暴行の事件がありましたので、その連絡を受けまして、町では早急に、伐採を行なって、要は周りの家とか、列車の光とかが全て入るように明るくするとともに、今度見通しが、ホームのほうから公園、公園からホームとかいう、見通しがいいような形に、現在しておりますので、大分明るさのほうは改善されてきたんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、駅前の公園になりますので、今後の駅の全体の状況を見ながら、公園の整備ということについては、検討していきたいと思っております。以上でございます。

議 長(白石雄二)

岡田議員。

5番(岡田選子)

今のトイレ等の件なんですけれども、ここの答弁にもありますように、駅周辺の状況を見ながら検討課題ということですけど、それをもう具体化していただきたいということを私たちは申し上げております。今、やはりこれまでも不便であったし、今現在も不便なわけですよね。だから、早くこれをして取り組んでいただきたいということを申し上げてるので、それいつ、状況見ながらっていう曖昧なことじゃなくてね、もう少し具体的に、この辺で考えてるっていうことを御答弁いただきたいと思います。

それと、吉田団地の私どもは、高齢者の皆さんが本当に引っ越しをする、転居をするってい うこと自体に、この荷物をどうしようかっていうこと自体がですね、もう全てが悩み、誰かに 相談したいんですよね。

だからそういうときに本当にそういうことの細かい、本当にそんなこと自分でしなさいよって言われるようなことも何か相談できるようなね、気軽に。そういう、一人一人に寄り添ってみんなが安心して気持ちよく転居できるようにするためにはやっぱりね、電話を一々かけるとかね、役場にわざわざ来ないといけないとかじゃなくて、やはり相談員さんがいつもどうでしょうかっていうようなことで回っていくとか、いつでも相談あったらここに電話くださいねとか、もう本当に親身な相談がないと、これ本当に高齢者のお一人の方の、転居というのは大変だと思うんですよ。

だからそこをもう一度ね、専従の本当の相談員さんみたいな方をね、できればね、担当みたいな方をつけていただけたら、安心かなというふうに思っておりますので、この二つについて、再度御答弁いただきたいと思います。

議長(白石雄二)

北村課長。

建設課長(北村賢也)

岡田議員の再質問にお答えいたします。

東水巻駅周辺の整備が具体的にいつごろになるのかという御質問でございますけれども、現在では、具体的にいつから整備するというような計画はまだ立っておりません。今現在はJR水巻駅の鹿児島本線の水巻駅の南口の開発に力を入れておりますので、何か所も同時に作業するというのもなかなか困難が伴いますので、東水巻駅周辺の整備につきましては、具体的にはいつというのはちょっとここでは言えませんけれども、今後十分私たちも検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長(白石雄二)

古川課長。

住宅政策課長(古川弘之)

岡田議員の御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、今、先ほど言いましたように意向調査を行なっていまして、その御意見を承った上で、それをもとに個々の状況とか、その辺を確認しながら、来年度 以降の事業に向けて、今から具体的な事業手法を検討していく予定になっております。

ですからその辺を踏まえまして、今現在のところも、説明会終わった後、多数、電話で問合せとか、不安な点とか、御相談の電話がたくさんあっております。それについて、電話で対応できるときは電話で対応していますが、もしそういったことで電話でわからないとか言われたら、職員が直々に訪問して御説明をするということも考えております。

ですから、今後の具体的な事業手法については、今から検討していく段階ということでございます。以上でございます。

議 長(白石雄二)

中山議員。

6番(中山 恵)

併せてですね、吉田団地の住民の方、全体の方がもう皆さん、私たちもその後、37 棟以降の 方も引っ越しを考えなくちゃいけないんだろうかという意見も本当、聞いておりますので、十 分に対策をお願いいたします。

それと、やはりこれは課長及び係長たちが、皆さんがですね、吉田団地のことがちょっとでも不具合なとこや困ったことがあったら、今、迅速に対応していただいておられることは、十分私も感謝しておりますので、今後とも続けていただきたいと思います。お願いいたします。

議長(白石雄二)

岡田議員。

5番(岡田選子)

吉田団地の件はですね、本当に、そうそう普通の引っ越しのようにはいかないっていうことを十分認識していただいて、お一人お一人が本当に困らないようにね、もうぜひ対応をお願いしたいと思います。

それとあと、東水巻駅のトイレも全然検討も立ってない中では、じゃあ今のまま放置するっていうことですよね。結局は。だからそれをね、そういう姿勢じゃなくって、ここはこうやって今不便ですよっていう声が出てるんですから、それに対して何がしかの努力をするっていうことが大事だと思いますので、そこはもう一度、何ですかね、改善して、できるような対応を求めておきます。

それとあとは電気代のことについてです。

今回ですね、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、一次分で1億3千531

万円、2次分で3億2千229万円。合計、水巻町に4億5千760万円が入ってきております。これら全てですね、上下水道とかね、公共施設料、まあ家賃とか、給食費の減免とか、いろんな、その他いろいろ使えます。それで水巻町でも、町民に対しての商品券等ですね、本当に喜ばれる事業もたくさん行いました。

ですが、その中でですね、一律10万円の予算、これは200件分2千万円でしたけれども、申請数は半分以下の95件ですから、予算は1千50万円余っていますね。

全業種 15 万円の支援金も 1 千件でしたが、1 億 5 千万円の予算に対して 817 件ですから、2 千 745 万円余っております。

で、合計3千795万円が余っています。

また、コスモスまつりの中止等で余ったと、いろいろな行事ができなかったということで、 今回今年度予算で使われないという予算、まあコロナで余計費用かかったということももちろ んございますでしょうが、そういうことの予算あるかと思います。で、補正予算第6号で財政 調整基金に8千500万円戻しましたね。

だから、こういうこともいろいろありましてですね、これらの予算は全て町民のために使うはずの予算だったと思うんです。だから、やっぱりウィズコロナと答弁ありましたが、熱中症と、町民の命と暮らしを守るためのこれは大事な予算だったわけですから、町民の命と暮らしを直接支援する電気代補助に使わないということになればですね、この余った予算、これはどういうふうに今後使うおつもりなのか。ですね。

10月からはですね、生保の方など、また生活扶助費、切り下げられるんですね。やっと給付された10万円でやっとエアコンを買ったという方もおられます。それまでエアコンなしで過ごされていたんですね。それで、その代わり、付いたものの、本当に電気代が心配という、本当に切実な声もあります。その中で、やはり控えますね。どうしても、エアコンつけるの。だから、今、外出が自由にできるときならこんなこと言わないんですよ。

だからコロナから町民の命を守る、熱中症から守るために、町として町民の命、暮らしを守るために何をするかということの観点でね。経済効果があるものに使いたいとかそんなこと聞いてません。きっちりですね、そこについて、じゃあこの余った予算何に使うか、御答弁願いたいと思います。

それと、新型コロナのほうですけれども、これはですね、今これからね、秋冬になりまして、 大変、インフルエンザとともに、新型コロナも蔓延じゃないけど、感染が広がるのじゃないか というふうになっております。

その中でね、水巻町の人が、症状があって、かかりつけ医に行きますよね。そのときに熱があった場合に、まずかかりつけ医に電話して、そして、ちょっと別に診察をするということになるんだろうと思うんですけども、その診察をして、そのとき医師がですね、かかりつけ医がPCR検査が必要と判断してもですね、かかりつけ医ではインフルエンザの検査は行えますが、PCR検査は行えないんですね。そして、もしPCRも必要かなということになると、保健所の指示を待つということになると思うんですね。そしたらこの秋冬に感染が、第3波が来るんじゃないかというふうに言われている中でね、この水巻町の住民のPCR検査の体制は十分と言えるのかどうか。そこが一番住民にとっては問題だと思うんですよ。

そこについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

まず先ほど、お金が余ったというような話をされてますけど、今回、議会にいつも報告しておりますが、コロナについて、国から来たお金以上に、町の財政調整基金を取り崩してやっておりますし、岡田議員が今言われているのは、何かさも、お金が何か、「いろんな事業を止めた、国から来とるじゃないか」と。お金が余ってるような話は、それはちょっと、私たちとちょっと違うんじゃないかと思う。というのは、やはり、財政調整基金を取り崩して、かなりのコロナ対策をやっております。それがまず1点です。

それから2点目に、今、電気代のことを言われますが、やはり現金を、国は1人10万ずつの現金を給付しましたが、町の考えとして、やはりその10万がよく報道でもあるんですけど、必ずしも、全員コロナに使っているかと。そうじゃないんですよね。やはり貯蓄したり、いろんな、その目的外に使っている方がかなり多いと。これがやっぱり現金支給の欠点です。だから、町としては、例えばこの電気代をうちが現金支給をしますと。そしたら一部の人が電気に充てるかわかりません。しかし一部の人は、それに充てなくて、ほかのことに使ってしまう。その目的外にですね。純粋に、電気代と、例えば、芦屋町の1万、現金支給しましたと。1家庭にですね。そのときその1万が果たして電気代だけに、適用してるんですかと。そりゃ一部の人してるでしょ。しかし、それ以外の方は、貯蓄に回したり、外食したり、本来の趣旨に合った使い方がなされるかというところがですね。

まあ、私としては、この現金で、今言われるような、芦屋町のようなことは、考え方として はしませんということで、今回の答弁をさせていただいております。以上です。

議長(白石雄二)

内山課長。

健康課長 (内山節子)

岡田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたように、検査体制の抜本的な拡充というところで、国は、季 節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易迅速な検査体制を構築すること、 抗原簡易キットを1日20万件程度に大幅拡充することっていうことで、これを国は都道府県に 対して指示を示しております。

そして今回、福岡県の県議会の中でも、このことに対して対応していくということで、小川 知事が答弁しておりますように、国から指示、指針がありましたことに対して、県も対応して るというところでございます。

というところと、あと宗像遠賀保健福祉環境事務所管内におきまして、PCR検査を行うと

ころっていうのは、比較的たくさんの数あるというところで、現在も、PCR検査行いまして、 その方の濃厚接触者についてもその日のうちに、すぐにPCR検査をするということで、非常 にPCR検査を行う体制っていうのは、この地域においては整っているのではないかというふ うに考えております。

あと、インフルエンザとコロナというのが、同時に拡大、秋から冬にかけて拡大していくのではないかということにつきましては、インフルエンザの予防接種をしていただくというところの中で、まずそちらのほうの、インフルエンザの方っていうのを、減らしていくというところで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長(白石雄二)

岡田議員。

5番(岡田選子)

やはり日本のPCR検査数がですね、やっぱり人口当たり世界で今やっと 150 位まで上がったそうですけど、本当に少ないというのが実態だと思います。

それで、政府がね、やっぱり検査を絞ってきたということがあるんだと思いますが、全国知事会の緊急提言にありますように、PCR検査をより早く、適正な価格で受けられる環境づくりを行なって、濃厚接触者以外を含む幅広い医療介護福祉施設の従事者や被災地への応援職員、ボランティア等も検査対象に含めて、これをですね、国の負担による行政検査として実施することを検討するべきだと。このことをやはり全国知事会も政府に求めております。

適正な価格で、いつでもどこでも何度でも受けられる体制というのをね、国の責任で今つくることがどうしても必要なんですね。それがなかなかもう国も県も。国はもう自治体任せということになっておりまして、本当に後手に回っております。

ぜひですね、当町としても住民の命をね、守るためにはこの抜本的な拡充、PCR検査の拡充、いつでも受けられるという体制を1日も早く日本の中で確立していくっていうことが今求められておりますので、ぜひ機会あるごとに声を町長等ですね、上げていただくこともお願いをいたしておきます。

それとですね、電気代のことについてはですね、私ども各世帯にっていってもまあ、本当にお金に色ついてませんから、それをどう使うかはそれは個人の自由なんですね。でもやはり町がそれを補助していただいたっていうことで物すごく助かる方も中にはいらっしゃるわけですよね。だから、金額の多寡には全然こだわりませんので、ぜひですね、大変な方々には少し補助をするとかですね。10月から本当に、生活扶助費下げられるんですよ。そういう中で、今、暮らしていらっしゃるっていうことなので、その辺を少しですね、住民の暮らしを、命を守るっていう観点でね。財政調整基金1億7千万ぐらいしか結果的には使ってないんじゃないですかね。財政調整基金持ち出しですね。だからぜひそこは検討をいただきたいと思います。

それとあと地域猫の避妊手術のことについてはですね、私どもがなぜこれを取り上げたかって言うと、やはりこの猫の問題で地域間のトラブルっていうのは絶えないんですよ。

だからこれまで、条例作ったときにも私もおりましたけれども、やはり何がしかあったから

この条例もできたわけで、この条例をいかしてですね、やっぱり執行部として、嫌いな人も好きな人もね、本当に共生できるために町として何を今しなければならないのかということをね、もっと真剣に考えていただいてね、どんどん提案をしていただかないと、このトラブルがね、もう本当に、大変なことになりそうな事情もちょっと聞いたりもしておりますので、しっかり、今後求めていきたいと思っております。

それとすいません、一つ言い忘れてましたが、空き駐車場の件ですけど、もう本当、この答 弁は余りにも、余りにも、努力がないのに、もう本当に情けなくなりました。町として何がで きるのかということを問うてるんです。

住民が困っていることを出したときに、「それはいやそれは困難です。実施は困難です。」って言い捨てるなら行政要りませんよ、役場要らないんですよ。住民が困っていることに対して何ができるかということを模索して、知恵を出すのが行政でしょ。この答弁にもう本当に、悲しくなりました。

だから、これだけヘルパーさん、町の職員が、町内を訪問した際にですね、停めるところがなくって訪問が十分にできないとかですね、罰金取られて個人の責任になるとかですね、そんなことがあっていいわけないんですよ。

町営住宅の空き駐車場があるとするならばですね、何とか自治会等の人のいろんなこともあるかとも思いますけど、それを解決していくのが行政力だと思いますので――。

議 長(白石雄二)

岡田議員、時間でございます。

[「ぜひよろしくお願いいたします。終わります。」と発言する者あり。]

以上で、1番、日本共産党の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。

> 午前 11 時 00 分 休憩 午前 11 時 08 分 再開

議長(白石雄二)

再開いたします。2番、古賀議員。

7番(古賀信行)

無会派、古賀信行。

第1点目、防犯カメラの設置について。

あおり運転や犯罪防止で防犯カメラが悪質な運転者や犯罪の犯人逮捕に大いに役立っています。

私は町内の主な交差点の通行状態を調査しています。一旦停止をしなければいけないのに、

一旦停止をしない車がいるために、大きな事故が起きた交差点が数か所あります。今年も伊左座一丁目、二丁目の間の元点滅信号があったところで、大きな物損事故がありました。立屋敷の点滅信号では、以前、点滅信号の支柱を根元から折る事故が起きたことがあります。

水巻駅南側の最初の交差点で、下校中の子供の人身事故等々、通行量の多い交差点では事故がありました。朝夕の通退勤時、交差点の一旦停止の状況を見ていたら、一旦停止をしない運転者がいます。頃末派出所の警察官の方もそういう所を重点的に取り締まってもらっていますが、なかなか一旦停止を守らない人がいます。

一番危険を感じるのは、立屋敷の点滅信号です。赤信号の点滅は止まらないといけないのに 猛スピードで通り抜けようとする車が多いです。私はスピードを落とさない車には、事前に警 笛を鳴らして注意を促すが、それでも「なんで自分が止まらなければいけないか」という態度 をとる運転手もいます。

こういう箇所に町は防犯カメラを設置してほしいと思います。町長の意見を聞かせてください。

第2点目、人や地球にやさしい町づくりについて

水巻町の幹線町道に車椅子や通行人が安心して通行できる町道が少ないです。せめて通行量の多い町道は、幅員拡幅や車椅子が安心して通行できる歩道を設置すべきです。

朝の通勤通学の時間帯に、JR水巻駅に町内各地から自転車やバイクで来られる方々が多数 おられます。道路の幅員が広かったら、車のドライバーや自転車・バイクの運転者、歩行者の 安全率が向上すると思います。道路の全路線をすぐに拡げることは財政的に無理かもしれませ んが、長い年数をかけて実現すべきだと思います。

水巻町の道路行政は悪いです。伊藤町長時代に現在の頃末南三丁目のいきいきほーるの南側 道路の拡幅計画を立案しましたが、何人かの農家の反対で実現しなかったことがあります。当 時頃末南三丁目は田んぼが多かったので、道路拡幅は簡単にできたと思います。今からでも田 んぼの部分の道路を拡幅して離合場所を設けるべきです。北九州市は離合が困難な道路を長い 年月かけて道路を拡げてきました。

現在、地球は炭酸ガスの増加で地球が破壊されています。だから大雨被害をもたらしたり、 台風被害をもたらしたり、これ以上炭酸ガスを我々は増やしてはいけません。そういう点では、 水巻町も自転車が安心して通行できる道路を作るべきです。

町長の考えを聞かせてください。

第3点目、お金のかからない町づくりについて。

今年は国、都道府県、市町村は新型コロナで多大な出費をしています。国は多大な出費をしたので、来年は所得税の税率を上げるか、消費税の税率を上げるか方針を立てるだろうと思っています。(国民1人当たり10万円を給付した給付金は高額所得者や新型コロナで収入が減らなかった公務員や議員には給付すべきではなかったと思います。)

2011年3月11日、東日本大震災の発生の翌年から、国は約2%以上の所得税の税率を上げました。今度の新型コロナでは、国は東日本大震災の数倍のお金を支出しています。(国の借金は現在1千111兆円あるそうです。)だから国も財政的にパンクしています。今、全国の自治体の多くが新型コロナの影響で財政が苦しくなったと、国に援助を求めています。私はまずやるべ

きことは、全国の各自治体がお金のかからない行政をすべきだと思います。

水巻町は近年、学校のトイレの改修、町営住宅の補修、学童クラブの建設等々行なってきました。多くの工事の調査設計は業者まかせです。水巻町も一級建築士をはじめ、技師と呼ばれる人がいるから、そういう人たちに仕事をやらせれば多額のお金が節約でき、仕事のできる町の職員の養成につながります。

私は全国の多くの建物を見てきました。中には建物の基礎部分のコンクリート部に、県が設計したと記録しています。水巻町も職員を養成して仕事をさせれば、多額のお金が節約できます。町長の考えを聞かせてください。

議長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

はじめに、防犯カメラの設置について、の御質問にお答えします。

一旦停止をしない車が多い交差点等への防犯カメラの設置について、町長の意見を聞かせて下さい、とお尋ねですが、今年の6月に道路交通法が改正され、あおり運転に対する罰則が創設されるなど、自動車運転での危険行為が社会問題化しています。

また、今年上半期の福岡県内の道路形状別交通事故発生割合では、交差点及び交差点付近の 事故が全体の約54パーセントを占めており、交差点での確実な安全確認が求められています。 本町といたしましては、折尾警察署などの関係機関と連携し、交通安全県民運動などの取り 組みを推進し、ドライバーの交通ルールの順守、運転マナーの向上など交通安全の啓発に努め てまいります。

なお、町内の防犯カメラの設置状況につきましては、水巻町防犯カメラ設置運用要綱に基づき、庁舎や水巻駅南口など特定の公共施設を適切に管理する目的で町内18か所に設置しており、現状では、交通状況を撮影する目的では設置しておりません。

近年の防犯カメラは、機能や撮影映像の解像度が大幅に向上しているため、道路上に設置すると歩行者の顔まではっきり映るなど、特定の個人が識別できるレベルの画像となる場合があり、プライバシーの侵害になってしまう恐れがあるため、慎重な対応が必要となります。

今後とも先進自治体の事例や犯罪抑止の効果などを検証しつつ、防犯カメラの増設について 検討してまいります。

次に、人や地球にやさしい町づくりについて、の御質問にお答えします。

水巻町の幹線町道に車椅子や通行人が安心して通行できる町道が少ないです。通行量の多い 町道は幅員拡幅や車椅子が安心して通行できる歩道を設置すべきです、とお尋ねですが、主要 町道のほとんどが数十年前に整備された道路であり、当時の基準により計画されている為、現 在の基準を満たしていないところが多くあります。日々の道路管理や地域の要望により現地を 確認しておりますが、改良が必要であると常々感じているところです。

そこで、現在の道路整備事業の施行状況といたしましては、通学路安全対策事業として、古 賀・頃末線、野間・迎線、丸ノ西・五反五歩線の3路線、道路改良事業として、月夜待・ヌメ リ石線、街路事業として、県道芦屋・水巻・中間線、交通安全対策事業として、県道水巻・芦屋線、また、頃末南地区都市再生整備事業による道路改良など多くの事業を実施しており、着 実に道路整備を進めております。

頃末南三丁目、いきいきほーる横の南側へ通じる道路を拡幅して離合場所を設けるべき、との御指摘ですが、近年、頃末南三丁目及び吉田西一丁目から三丁目を含む町南部地域は、公共下水道の整備促進事業に歩調を合わせるように、多くの民間開発が行われており、通行量も増えることが予想されます。その為、道路の拡幅につきましては、この地域の今後の交通量や開発状況などを注視しながら検討してまいります。

自転車が安心して通行できる道路を造るべきです。町長の考えを聞かせて下さい、とのお尋ねですが、公共交通施設等を結ぶ路線や、自転車事故が多い路線等において、歩行者、自転車等の多様な利用者が安全に安心して共存できるよう、自転車道等の自転車通行空間が整備されることは望ましいと考えています。しかしながら、現在の町道は十分な歩道幅員の確保も難しい箇所が多く、自転車道の整備までできていないのが現状であり、今後の課題であると認識しています。

現在の対策内容としては、利用できるスペースを用いて、歩行者や自転車が安心して通行できるよう、折尾警察署や県など各関係機関と協議を行い、路肩のカラー舗装化や歩道の新規設置・拡幅、段差解消、横断歩道や信号機の設置などを行なっております。今後とも、町民の意見を聴きながら安全・安心な道路行政を推進してまいります。

次に、お金のかからない町づくりについて、の御質問にお答えします。

ご存じのとおり、本町には、3人の建築技師が職員として雇用されており、いずれも住宅政策 課建築係に配属されています。これら3人の建築技師のうち、1人が一級建築士の資格を持つ者 で、残り2名は建築専門課程履修者となっています。

この建築係の主な業務内容は、庁舎や町営住宅、学校など、町が所有するすべての建築物等の建築技術的な維持管理及び営繕工事、改修等に伴う設計など多岐にわたります。また、各施設を管理する担当課から寄せられる営繕や改修等の相談に対し、技術的な助言を行うなどの対応も行っています。

町が行う建築等工事の調査設計の多くは業者まかせであるため、一級建築士をはじめとする 技師に仕事をやらせればいい、との御指摘ですが、令和元年度に建築係が実施した建築等工事 の案件は39件ありました。このうち、町の建築技師が調査設計を行なったものは、猪熊小学校 体育館外部大規模改修工事を含め31件で、外部に調査設計を委託したものは8件と、約80パーセントの案件を自前で行なっています。

また、参考までに近隣市町に対して、令和元年度に実施した建築等工事の状況について聞き取り調査を行なったところ、中間市では17件、岡垣町では16件、遠賀町では5件の建築等工事の案件を実施したとのことです。また、そのうち調査設計を外部へ委託した件数は、中間市が5件、岡垣町が11件、遠賀町が4件という結果でした。他市町それぞれに、様々な事情があると考えられますが、この結果と比較をしましても、本町の建築技師が担当した建築等工事の件数、および自前で行なった調査設計の件数は、非常に多いことがお分かりいただけると思います。

本町では、町の財政負担軽減を目的として、建築等工事に伴う調査設計や工事監理業務は、可能な限り外部への委託件数を縮小することに努めています。また、調査設計を外部委託した工事案件についても、設計前の調査段階から、受託業者との綿密な打ち合わせなどを行うなど、建築技師が深く関わっており、決して御指摘のような、業者まかせではありません。

町営住宅をはじめとする本町所有の建築物等の経年劣化による老朽化が進む中、町の財政状況を考慮した適切な管理と適宜な営繕、計画的な改修は必要不可欠と考えており、今後、建築技師の役割はますます重要になると考えています。

今後とも、建築技師を含む町職員の資質向上に努めていくとともに、町所有の建築物等の長寿命化に向けた取り組みを計画的に進めてまいります。以上です。

議長(白石雄二)

これより、再質問をお受けいたします。古賀議員。

7番(古賀信行)

お金のかからないまちづくりについての答弁で、32ページですかね。この町の建築技師が調査設計を行なったものは、猪熊小学校体育館外部大規模改修工事を含め約31件でっち書いてありますけど、私も工事前、写真撮り行きました。猪熊小学校体育館のですね。そしたらひび割れがあるんですよ。鉄筋の家っちゅうのは、一番傷むのは、ひび割れから水が入るのが一番傷むそうです。私の友達に何人か一級建築士がいます。で、そういう話します。「一番痛むのはね、ひび割れから水が入ろうとするからね、建物の耐用年数が短くなる」っち。「鉄筋が錆びてから」ということです。だから、私は猪熊小学校の体育館見に行ったけど、小さなひび割れが何か所かありました。写真撮ってますけど。やっぱ私やったら、自分でですね、コーキングでですね、穴埋めします。

だからそういうのがですね、私としては、町が言う調査設計に当たるかですね。

それからもう1点は、あれですよ。鯉口団地の塗装。それから二団地の塗装。そしてですね、調査設計にこういうのとは別に数百万のお金使っています。それで私よく思うんですよ。個人がですね、自分の家の塗装するときにですね、業者に調査設計を依頼するかっち。そんなことしませんよ。大体、業者に個人が工事頼むときは、大体、家の壁の坪数、また屋根の坪数でですね、業者が1平米何ぼということで、そういう、お客さんに金額を示します。

だから、水巻町もですね、そういう町営住宅のですね、補修する場合は、まあ大体家の壁面 積は計算すれば分かるんだから、そういうですね、まあそういう業者に出すんじゃなくて、や っぱりですね、水巻町のそういう一級建築士1人はじめ、3人が技師がおるって中でですね、や っぱりそういうことをやる必要があると思います。

そういう点今後、どんなふうに考えられていますか、質問いたします。

議長(白石雄二)

町長。

町 長 (美浦喜明)

古賀議員ですね、今うちの建築士、一級建築士含めて、できるところは、行政でできるところは、設計管理させております。

その中で今、町営住宅とか、ああいう大きなものにおいては、やはり専門家に職員もそれにずっと専従しているんじゃないので。職員の場合は、特に維持管理のほうにウェイトを置いてですね、やはり専門的に、町営住宅とか、やっぱり町民の生命と財産を預かる立場としてはですね、やはり安全性を考えた場合に、専門の建築士に、その傷んだ状況等を調査設計させないと。町の職員はそのために雇っているわけじゃないですよね。

だからそこら辺の、確かにお金のかからないところは同じと思いますが。猪熊体育館でも自 分のできる範囲は、今度は建築士で、うちの建築士がやっております。

そういうことで、ケースバイケースで、先ほど答弁もしましたように、全部一律に、よそに 外注発注しているということじゃないということだけは理解していただきたいと。

それからもう1点は、そういう大きなものにおいては、児童クラブにしても、やっぱり設計を頼んだり、設計管理を頼んだりですね。そこにずっと常駐してうちの職員がつくわけではありませんので。建設会社はちゃんと建てているかと、そういうことを設計監理を、頼んでしてもらわないと、もし万が一のことがあったら責任問題になります。

そういうことを含めて、とにかくお金のかからないということは、行政改革というところで 我々のほうも、これから財政も厳しくなりますので、いろんな意味で、改革していって、使う ときは使わないといけないですけど、やっぱり節約していくところはやっていくということを 念頭に置いてやっておりますので。古賀議員、いつも何回もそう言われてますけど、全てを業 者任せにしているということじゃないということだけは理解していただきたいと思います。以 上です。

議長(白石雄二)

はい、古賀議員。

7番(古賀信行)

去年、頃末小学校の児童クラブが建設されましたけど、私は建築学的には、あれくらいの建物はですね、そんなに難しい建物じゃありません。でですね、そういう過去、現在の担当課長、知らないかも、分からないかもわからないけど、そういういろんな、プールの工事とか水巻、作ってきましたよね。そういう点で、水巻町はそういう簡単な建物もですね、町の職員に設計させたことありますか、質問いたします。

議 長(白石雄二)

町長。

町 長(美浦喜明)

少なくとも、古賀議員ですね、頃末の児童クラブ、あれはそこのうちの職員で、手に負える

ような建物じゃないと思っております。やはりあれだけの建物、そして工事費も約7千万。それを、何回も言いますように、うちの職員がそういう専門で入って――。建築士の免許は持っていますけど、そういう施設、そういう児童クラブ等みたいなものを、設計するような形で入ってきてないと。技術職としてもですね。

だから、簡単な補修とか維持管理等のものはできますけど、先ほど例を挙げられた、児童クラブを職員に設計させて、「あのくらい簡単じゃないか」と。そこがやっぱり、見解の相違かもわかりませんけど、私としては、職員にあの児童クラブを設計させて、管理させて、1か所だけじゃないんですよ。全体、水巻の全体の施設を見ていく上で、そういう、うちの建築士が、「ああいう児童クラブぐらいは、できるじゃないか、例えば、過去にそういうものがあったんじゃないか。」という、そういうああいう新規のもので、うちの建築士が設計をして云々ということはないと思います。

やはり外注に頼んで、そして設計事務所を選んで、そしてきちっとした形で設計管理、建てるという。やはり会計監査もありますし。そんな、公共ですから。民間であれば、自分の家なら簡単に、あそこの屋根をこうすると、ちょっと自分でする、またある程度業者呼んですると。そういうようなことになりますけど、やはり公共ですので、ある程度のやっぱり町民の生命と財産、それから子供たちの安全性を考えた場合に、やはり、そんなにいとも簡単にできるじゃないかというようなことじゃないと思っております。以上です。

議 長(白石雄二)

はい、古賀議員。

7番(古賀信行)

まあ私は町長と見解が異なるかもしれませんけど。

数年前、下関の火の山にある満珠荘ですね。市の施設ですけど、2年かけて大改修したんです。 私、そこのですね、補修の設計管理は市の建設と書いてあるんですね。

だから、よその自治体はそのように職員を育成しているわけです。だから、まあ安全が大事ですけど、そういう点でよその市町村、よその市はですね、してます。

またある県の警察官のですね、宿舎の建物の写真撮ってきてます。それもやっぱり県の職員がですね、ちゃんと設計者って書いています。そのようにですね。やっぱり人材育成してるんですよ。

私の息子は、次男ですね。八幡工業の機械科を出てますけど、電気は専門じゃなかったんですよ。けど自分の努力によってですね、電子設計も覚えて、今非常に会社では重宝がられてます。だからですね、人材育成ですよ問題は。そうすればですね、いろんな面でですね、町の経費が節減できると思います。

それからですね、道路の拡幅問題ですけど。何回もいきいきほーる南側の道路を言いますけど、まあ同じような答弁されますけど、こういう状態でいつまでも拡幅できないと思うんです。 やっぱり道路を交通状態調べて、とか言われますけど、実際、町も御存じのように、あの地域はたくさんですね、個人の住宅増えました。そのように、通行量も増えています。そういう点 でですね、現在ある田んぼの部分でもですね、離合場所にすべきだと思いますが、その点の考えはどうですか。

議 長(白石雄二)

はい、北村課長。

建設課長(北村賢也)

古賀議員の再質問にお答えいたします。

いきいきほーる南側の道路、町道でいえば五反五歩線になろうかと思いますけれども、吉田 のほうに行く、頃末から吉田のほうに向かう南北の道路になろうかと思いますけども、現在か なり幅員は、確かに言われるように狭い状況ではございます。

しかし頃末南地区から吉田にかけての道路についてでは、今言われるように、田んぼがまだたくさん残っておりまして、まだ農作業も皆さんされております。ちょうど今その農作業と、あと周りに住まれてる方の自動車が今、共存して使っていただいているというような状況でございますので、今道路を広げるとなるとですね、さらにまた交通量が増える等々の問題もございますので、現状では、町で田んぼを買収して、離合場所を設けるというような考えは今のところございません。

しかしながらですね、町全体の交通体系を考えまして、駅のほうから、またいきいきほーるのほうから新県道ですね、新しい県道に抜ける道路とかですね、そういうことも計画ありますので、そういうところで交通を分散させるような形で、住宅街のほう、または農作業を行われている田んぼの近くに交通量を誘導するようなことのないように、今後ともしっかり道路計画を作ってまいりたいと思います。以上でございます。

[「はい、終わります。」と発言する者あり。]

議長(白石雄二)

よございますか。以上で、2番、古賀議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の 一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 38 分 散会